

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第一項の」を「。以下「政令」という。」第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出割合を定めるため、この条例を定めようとする。

